生徒心得

学校生活は、生徒の生活の場として、常に明るく楽しく、活気に充ちていなければならないが、それは、共に生活する生徒の努力と協力による秩序と規律の確立によって得られるものである。この趣旨に基づいて、生徒心得を定め、学校生活の指針とする。

なお、この生徒心得に記載されていない事項であっても、社会通念上従わなければならないものについては当然従うべきものとする。

１　服装・身だしなみ・所持品

（１）　服装はその人がらの象徴である。進んで品位ある服装の保持に心掛ける。
（２）　服装は、本校で定めた服装規定により、簡素・清潔を旨とする。
（３）　止むを得ない事情により、特別な服装をする場合は、異装願を提出して許可を受ける。
（４）　更衣は、夏期は６月１日、冬期は１０月１日を原則とするが、移行期間としてそれぞれ前後７日間を原則として設ける。
（５）　髪型は清潔で端正、活動しやすい型とし、染色・パーマなどの加工はしない。
（６）　化粧はせず、装飾品は身につけない。
（７）　所持品には、必ず学年・氏名を明記する。また、教育活動に不要なものは持参しない。
（８）　ロッカー・貴重品袋を活用する。特にロッカーは鍵を掛け使用する。
（９）　金銭・物品を紛失し、または拾得した場合は、直ちに申し出る。
（10）　服装・身嗜みなどで著しい違反がみられる場合は、再登校指導をすることもある。

２　礼　　儀

（１）　生活のきまりを守り、礼儀正しく、秩序ある集団生活をつくり出すよう心掛ける。
（２）　対人関係は、言葉遣い、態度を正しくし、粗雑にならないように注意する。
（３）　校内外において職員・生徒は互いに挨拶を交し、明るい学校生活をつくるようつとめる。また来客に対しては会釈する。
（４）　諸会合には時間を守り、他人に迷惑を掛けないよう心掛ける。

３　登校・下校

（１）　登校・下校の際は上着の着用を基本とし、進んで交通ルール及びマナーを守り、交通事故防止につとめる。
（２）　自転車通学者は、雨天時はレインコートを着用し、傘さし運転はしないこと。繰り返す場合は状況により自転車を一時学校で預かる。
（３）　自転車通学を許可された者は、学校指定のステッカーを自転車に貼ること。
（４）　下校はできる限り集団で行い、事故防止につとめる。
（５）　始業５分前（８時３５分）までに登校する。８時５０分以後に登校した生徒は必ず職員室で遅刻報告書を記入し、授業担当者および担任に提出する。
（６）　下校時刻は原則として１７時とする。
（７）　部活動、又は特別な学習等で放課後学校に居残る場合は職員の許可をうける。但し、職員が直接指導する場合はこの限りではない。（最終下校時刻は、１９時）
（８）　登校時より帰りのホームルーム終了時刻までの間は校外に出てはならない。特別の事情で校外に出る場合は許可を受ける。

４　授　　業

（１）　チャイム着席を心掛け、進んで秩序ある能率的な授業環境をつくるように努める

（２）　授業は正しい服装で臨む。

（３）　授業に遅刻した場合は、遅刻報告書を授業担当者に提出し、確認を得た後、着席する。

（４）　授業中に病気または事故により、退室または離席する場合は、その旨を申し出て許可を受ける。

（５）　教室の移動は休み時間中に行う。

（６）　遅刻・早退の際はホームルーム担任に申し出て許可を得る。

（７）　自習時間は定められた教室で静かに自習し、出歩いてはならない。

（８）　室内の採光・換気に気をつけるとともに、不必要な照明は消す。

（９）　朝のＳＨＲ開始から、昼休み時間を除く帰りのＳＨＲ終了までは携帯電話・スマートフォンを使用しない。電源を切って（マナーモード、バイブレイションも不可）ロッカーにしまっておく。

５　公共物の使用

（１）　公共物の取り扱いは慎重にし、使用後は必ず所定の場所に整頓しておく。破損した場合には職員に届け出る。状況により弁償の責を負うことがある。

（２）　授業以外に公共物を使用する場合は、それぞれの職員の許可を受ける。

（３）　校内において、掲示物・印刷物を掲示・配布する場合には、予め係の許可を受ける。

６　校外及び家庭生活

（１）　校外における生活は特に言葉遣い、服装・態度に注意し、高校生としての自覚に基づき、無責任な行動はとらない。

（２）　外出の際は不健全な場所への出入、不健全な遊びはしない。

（３）　夜間の１人歩きは極力避け、事故防止に心掛ける。

（４）　アルバイトは原則として認めない。止むを得ず行う場合は学校生活に支障とならないようにし、必ずアルバイト実施届を担任に提出する。

７　諸　　届（願）

別に定めてある下記の諸届（願）書を必要に応じて、ホームルーム担任を通じて提出しなければならない。

（届）欠席、遅刻、忌引、アルバイト実施、旅行実施、住所変更、氏名変更
身分証明書紛失、自動二輪車等免許取得届、自動車運転免許取得届

（願）早退、学校生徒旅客運賃割引証交付、異装許可、転学、退学、休学、復学、外出許可

附　則

平成３０年４月１日一部改正
平成３１年４月１日一部改正
令和　３年４月１日一部改正
令和　４年４月１日一部改正
令和　５年４月１日一部改正

服装規定

1　制服について
学校指定の制服とする。具体的には下記の表の通りとする。

＜詰襟＞	通常時（正装）	夏季略装期間（6/1～9/30）
上着	本校指定の紺の詰襟	着用しなくても良い
ズボン	本校指定のスラックス（紺地）	通常時と同じ
シャツ	本校指定のＹシャツ （白地に左袖にＳマーク刺繍）	通常時と同じ
ベスト	任意とし、着用の場合、本校指定のもの（胸にＳマークの刺繍）	通常時と同じ
セーター	本校指定のセーターを着用してもよい	着用しなくてもよい（移行期間は除く）
ソックス	無地の黒、紺、白、灰色とする。ワンポイントは認める。	通常時と同じ
ベルト	ベルトの色は黒か茶とし、素材は革（合成皮革を含む）とする。 編み込みや穴あきベルトは不可	通常時と同じ
その他	登下校時は上着着用	－

＜ブレザー＞	通常時（正装）	夏季略装期間（6/1～9/30）
上着	本校指定のブレザー	着用しなくても良い
スカート	本校指定のスカート（長さは膝丈基準） ベルトの使用は不可	通常時と同じ
ズボン	本校指定のスラックス（紺地）	通常時と同じ
シャツ	本校指定のＹシャツ （白地に左袖にＳマーク刺繍）	通常時と同じ
ベスト	スカート着用時は着用（本校指定）	常時着用
セーター	本校指定のセーターを着用してもよい	着用しなくてもよい（移行期間は除く）
リボン	スカート着用時は着用（本校指定）	着用しなくても良い
ソックス	無地の黒、紺とする。ワンポイントは認める。　ルーズソックスは不可。	通常時と同じ
タイツ	着用の場合は、無地の黒とする。	通常時と同じ
その他	登下校時は上着着用	－

※　衣替えの移行期間を設ける。期間は６月１日、１０月１日の前後７日間を原則とする。

２　その他
（１）　コートを着用する場合、無地で、色は黒、紺、グレー、茶を基本とする。
（２）　体育以外の授業時は制服を着用すること（学校行事の準備や雨で制服が濡れたときなどに担任又は、教科担当が認めた場合は除く）。ジャージ着用を認められたときでもスカートとジャージ、スカートとハーフパンツとの併用は認めない。
（３）　部活動のジャージは部活動時以外の着用は認めない。
（４）　自分の所属学年の指定された色の学年ジャージ以外は着用しないこと。

附則
平成３１年　４月　１日一部改正
令和　元年１２月１９日一部改正
令和　３年　４月　１日一部改正

自動二輪車等に関する規定

１　趣旨

この規定は、平成３０年９月２５日付け通知「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導について」に基づき、「原動機付自転車及び自動二輪車」（以下「自動二輪車等」という。）の運転免許取得等について、本校の実情に応じて定めるものである。

２　基本方針

（1）　自動二輪車等の運転免許の取得、車両の購入及び運転を希望する生徒及びその保護者は、以下の所定の手続きにより、校長宛に書面で届出をする。

（2）　生徒及びその保護者に対して、面談等で、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分、保護者の責任等について説明し、共通認識を図る。

３　自動二輪車等の運転免許の取得に関する手続

自動二輪車等の運転免許を取得したい生徒は、以下の手続を取ること。

（1）　自動二輪車等の運転免許の取得を必要とする生徒は、本人及び保護者の連名による「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」（様式１）を校長宛に提出する。

（2）　「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」が提出された場合には、学校は当該生徒及び保護者と面談等を行い、免許取得理由等を確認する。

（3）　学校は、面談等を実施した後に、「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」に収受印を押して、生徒に交付する。

（4）　生徒は、「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」を受理後、自動二輪車等の免許を取得するものとする。

（5）　生徒は、自動二輪車等の免許取得後、速やかに「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」に運転免許証の写しを添付して、校長宛に提出する。

４　自動二輪車等の購入等に関する手続

（1）　原動機付自転車を購入、譲受けにより取得した生徒は、「原動機付自転車購入等報告書」（様式２）を校長宛に提出する。

（2）　自動二輪車を購入、譲受け等により取得した生徒は、「自動二輪車購入等報告書」（様式３）を校長宛に提出する。

５　自動二輪車等の運転に関する手続

（1）　原動機付自転車を運転する必要がある生徒は、本人及び保護者の連名による「原動機付自転車運転誓約書」（様式４）を校長宛に提出する。

（2）　自動二輪車を運転する必要がある生徒は、本人及び保護者の連名による「自動二輪車運転誓約書」（様式５）を校長宛に提出する。

６　自動二輪車等の同乗の禁止

自動二輪車等を運転する生徒は、（初心運転期間を終了しても）他者を同乗させてはならない。また、運転をしない生徒も、他の生徒が運転する自動二輪車等に同乗してはならない。

７　交通安全講習受講

運転免許を取得した生徒は、県教育委員会等が主催する自動二輪車等の交通安全講習を受講すること。

８　自動二輪車等による通学

(1)　自動二輪車等による通学は、原則禁止とする。しかし、次のいずれかの場合に限り校長が許可することがある。

ア　通学に関し、利用しうる適当な交通機関がなく、かつ、遠距離のため自転車通学が困難である場合

イ　その他特に校長が必要と認める場合

(2)　通学に使用できる自動二輪車等は、原則、原動機付自転車（排気量 50cc 以下）とする。

９　通学に関する手続及び統一許可証の貼付

(1)　原動機付自転車で通学する必要がある生徒は、年度毎に、本人及び保護者の連名による「原動機付自転車通学許可願」（様式６）を校長宛に提出する。

(2)　校長は、「原動機付自転車通学許可願」を審査のうえ、許可する場合は、「原動機付自転車通学許可書」（様式７）を交付する。

(3)　上記手続を経て、生徒が運転する自動二輪車等には、別に定める統一許可証を常時貼付するものとする。

10　その他

上記の規定に反した場合の指導内容は、別表「指導基準」のとおりとする。

附則

この規程は平成３１年４月１日より施行する。